

4 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し

勸	告	説明図表番号					
<p>【制度の概要】</p> <p>平成14年1月に発生した食肉卸売会社による食肉偽装事件と、その後続発した数々の食品表示違反は、大きな社会問題に発展した。</p> <p>農林水産省は、このような事態に対応するため、平成15年7月、農林水産省の組織を再編し、農林水産本省に消費・安全局を、地方農政局に消費・安全部をそれぞれ設置し、また、食糧事務所を地方農政事務所に改編し消費・安全部を設置した。これに併せて、全国に食品の表示・規格に関する監視・指導を行う職員を配置した。</p> <p>平成20年8月1日現在、7地方農政局、北海道農政事務所及び38地方農政事務所の46の表示・規格課及び132の地域課に、約1,700人の食品表示監視業務担当者が配置されている（内閣府沖縄総合事務局を除く。）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、9農政局・事務所における立入検査・任意調査、巡回調査及び食品表示110番業務の年間取扱実績と配置要員との状況を調査したところ、次のとおり、局・所間で較差が生じている状況がみられた。</p> <p>(1) 立入検査・任意調査の実績</p> <p>9農政局・事務所は、平成18年度に889件、19年度に1,577件の計2,466件の立入検査・任意調査を行っている。</p> <p>そこで、9農政局・事務所の立入検査・任意調査件数を食品表示監視業務担当者数で除したところ、表10のとおり、平成18年度は1.7件、19年度は3.1件となっている。また、9農政局・事務所の最大と最小を比較すると、平成18年度では6.1倍（最大：北陸農政局4.3件、最小：広島農政事務所0.7件、その差3.6件）、19年度では4.2倍（最大：北陸農政局5.0件、最小：大阪農政事務所1.2件、その差3.8件）の較差が生じている。</p>		表 4					
<p>表10 9農政局・事務所の立入検査・任意調査の処理件数 (単位：件、人)</p>							
区分		平成18年度	19年度				
		実施 件数 ①	担当 者数 ②	①/② (指数)	実施 件数 ①	担当 者数 ②	①/② (指数)
農政局・事務所							
北海道農政事務所		122	78	1.6 (36.6)	206	78	2.6 (53.3)
(うち立入検査)		0			6		
東北農政局		132	40	3.3 (77.2)	183	40	4.6 (92.3)
(うち立入検査)		1			0		
東京農政事務所		158	106	1.5 (34.9)	356	106	3.4 (67.8)
(うち立入検査)		2			4		
北陸農政局		94	22	4.3 (100.0)	109	22	5.0 (100.0)
(うち立入検査)		0			1		
東海農政局		197	56	3.5 (82.3)	196	56	3.5 (70.6)
(うち立入検査)		0			0		
大阪農政事務所		76	95	0.8 (18.7)	110	95	1.2 (23.4)
(うち立入検査)		3			3		
広島農政事務所		22	31	0.7 (16.6)	62	31	2.0 (40.4)
(うち立入検査)		0			0		

香川農政事務所		31	16	1.9	52	16	3.3
	(うち立入検査)	0		(45.3)	1		(65.6)
福岡農政事務所		57	73	0.8	303	73	4.2
	(うち立入検査)	0		(18.3)	0		(83.8)
計		889	517	1.7	1,577	517	3.1
	(うち立入検査)	6		(40.2)	15		(61.6)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 担当者数は、平成 20 年 8 月 1 日現在の現員である。
3 当省が、平成 18 年度の立入検査（任意調査）報告書 129 件と 19 年度の同報告書 146 件から、検査（調査）1 件当たりの平均検査（調査）員数を調査したところ、18 年度は 1.9 人、19 年度は 2.1 人となっている。このため、平成 19 年度の場合、担当者 1 人当たり処理件数は 6.4 件（3.05（1,577÷517）件×2.1 人）と考えられる。
4 （ ）内は、立入検査・任意調査件数を食品表示監視業務担当者数で除した数値が最も多い北陸農政局を 100 とした指数である。

表 4-(1)-①

なお、立入検査・任意調査は、1 件当たり 2 日以上²の検査（調査）を行う場合があるほか、立入検査・任意調査で発見した違反の改善状況を確認するため、現地調査を行うことがある。

表 4-(1)-②

また、立入調査・任意調査では、疑義の把握から当該案件について措置を行う期間中、証拠品収集とその分析、関連する機関との調整等を行っている。

そこで、9 農政局・事務所の平成 18 年度及び 19 年度の立入検査・任意調査 2,466 件から 691 件を抽出し、すべてを平均して算出したところ、19.6 日であった。

表 4-(1)-③

(2) 巡回調査の実績

巡回調査では、小売店舗や中間流通業者において、生鮮食品の表示や、加工食品の原料原産地表示等について、通年調査を行う「一般調査」と、米穀、しいたけ、アサリ、マツタケ、牛肉、牛肉加工品等の特定の品目に着目し、期間を限定して行う「特別調査」が実施されている。

一般調査は、表示事項の欠落の有無や表示の齟齬^{そご}を目視により確認する「表示実施状況調査」と、品目の名称及び原産地の表示の根拠を容器若しくは包装、仕入伝票、送り状又は納品書等により確認する「真正性確認調査」を行うこととされている。農林水産省本省は、農政局・事務所（地方農政局については北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下項目 4 において同じ。）に対し、一般調査の調査店舗として、毎年度、生鮮食品の小売店舗約 3 万 7,000、生鮮食品の中間流通業者約 5,000 を配分している。

今回、9 農政局・事務所が平成 18 年度及び 19 年度に実施した一般調査及び特別調査（緊急特別調査を除く。）について、調査店舗数（小売店舗数と中間流通業者数との合計）を巡回調査の担当者数で除したところ、表 11 のとおり、最大と最小とを比較すると、平成 18 年度では 2.4 倍（最大：東海農政局 54.3 店舗、最小：香川農政事務所 23.0 店舗、その差 31.3 店舗）、19 年度では 2.0 倍（最大：東海農政局 49.3 店舗、最小：香川農政事務所 25.2 店舗、その差 24.1 店舗）の較差が生じている。

ちなみに、当省が一般調査に同行した 7 農政局・事務所の広域店舗 11 店舗（総合食料品スーパー又は食料品スーパー 10 店舗と食料品専門店 1 店舗）の平均所要時間は、1 時間 38 分であった。

表 4-(2)-①

さらに、9 農政局・事務所が平成 18 年度及び 19 年度に一般調査を行った小売店

表 4-(2)-②

舗のうち、当省がその調査品目数を把握できた 338 店舗について、広域店舗と県域店舗の調査品目数を比較したところ、102 広域店舗は平均 239.7 品目、236 県域店舗は平均 102.4 品目となっている。

当省の調査によると、一般調査及び特別調査（緊急特別調査を除く。）における平成 19 年度のすべての農政局・事務所（ただし、内閣府沖縄総合事務局を除く。）の巡回調査の年間調査店舗数を担当者数で除したところ、28.2 店舗であり、9 農政局・事務所では、表 11 のとおり、37.9 店舗となっている。

なお、9 農政局・事務所における平成 19 年度の巡回調査の実施店舗数は、1 万 6,667 店舗であり、19 年度全体 4 万 6,745 店舗の 35.7%を占めている。

表 11 9 農政局・事務所の巡回調査の年間調査店舗数
(単位：店舗、人)

区分 農政局・ 事務所	平成 18 年度			19 年度		
	店舗数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)	店舗数 ①	担当者数 ②	①/② (指数)
北海道農政事務所	1,892	53	35.7 (65.7)	1,780	46	38.7 (78.5)
東北農政局	1,095	29	37.8 (69.6)	950	27	35.2 (71.4)
東京農政事務所	4,802	109	44.1 (81.2)	4,243	105	40.4 (81.9)
北陸農政局	569	12	47.4 (87.3)	496	12	41.3 (83.8)
東海農政局	2,280	42	54.3 (100.0)	2,069	42	49.3 (100.0)
大阪農政事務所	3,641	104	35.0 (64.5)	3,518	99	35.5 (72.0)
広島農政事務所	1,144	35	32.7 (60.2)	1,005	33	30.5 (61.9)
香川農政事務所	460	20	23.0 (42.4)	428	17	25.2 (51.1)
福岡農政事務所	2,333	64	36.5 (67.2)	2,178	59	36.9 (74.8)
9 農政局・事務所 全体	18,216	468	38.9 (71.6)	16,667	440	37.9 (76.9)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、巡回調査の年間調査店舗数を担当者数で除した数値が最も多い東海農政局を 100 とした指数である。

3 当省が、平成 18 年度の巡回調査の表示調査票等 392 件と 19 年度の 395 件から、調査 1 店舗当たりの平均調査員数を調査したところ、18 年度は 2.2 人、19 年度は 2.3 人となっている。このため、平成 19 年度の場合、担当者 1 人当たり店舗数は 87.1 店舗 (37.88 (16,667÷440) 店舗×2.3 人) と考えられる。

4 担当者数は、食品表示監視業務担当職員のうち、巡回調査の担当者の平成 18 年度及び 19 年度の現員である。

なお、農政局・事務所は、平成 18 年度から 20 年度においては、①中国からの輸入ギョウザに禁止毒物が混入し、中毒患者の発生を招いた事件では、小売店等における回収対象商品の調査等（平成 20 年 1 月 31 日から 2 月 15 日までに、5 万 7,030 店舗を調査。ただし、一部、食品表示監視担当以外の職員を含む。）を、②ミートホープ株式会社による食肉偽装事件では、当該業者の取引先食品事業者等の追跡調査を、③高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、小売店舗における不適切な

表 4-(2)-③

表 4-(2)-④

表示の調査（平成 21 年 2 月 27 日から 5 月 1 日までに、5 万 2,823 店舗を調査）し、防疫対応の支援等も行っている。また、平成 20 年度に事故米穀の不正規流通問題が発生した際には、事故米穀の流通実態の調査等を行っている。中国からの輸入ギョウザの事件により加工食品の原料原産地に対する消費者の関心が高まったこと等を踏まえ、また、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、加工食品の原料原産地の表示義務は拡大することとされている。

(3) 食品表示 110 番業務の実績

今回調査した 9 農政局・事務所における平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間の食品表示 110 番の受付実績から、担当者 1 人当たりの年間受付件数を算出したところ、表 12 のとおり、全体では 19.5 件となっている。

また、9 農政局・事務所の最大と最小とを比較すると、4.2 倍（最大：東海農政局 46.2 件、最小：東京農政事務所 10.9 件、その差 35.3 件）の較差が生じている。

表 4-(3)

表 12 9 農政局・事務所の食品表示 110 番業務に係る担当者 1 人当たりの年間受付件数
(単位：件、人)

区分	受付件数 ①	担当者数 ②	1 人当たり受付件数 ①/② (指数)
農政局・事務所			
北海道農政事務所	1,366	78	17.5 (37.9)
東北農政局	699	29	24.1 (52.2)
東京農政事務所	1,160	106	10.9 (23.6)
北陸農政局	418	22	19.0 (41.1)
東海農政局	2,539	55	46.2 (100.0)
大阪農政事務所	1,169	95	12.3 (26.6)
広島農政事務所	796	31	25.7 (55.6)
香川農政事務所	237	16	14.8 (32.0)
福岡農政事務所	1,154	56	20.6 (44.6)
9 農政局・事務所全体	9,538	488	19.5 (42.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、担当者 1 人当たり年間受付件数が最も多い東海農政局を 100 とした指数である。

3 担当者数は、食品表示監視業務担当職員（平成 20 年 8 月 1 日現在の現員）のうち、食品表示 110 番の担当者である。

ちなみに、9 農政局・事務所で調査対象とした 18 課のうち、表示・規格課（5 課）の平均値 22.1 件と地域課（13 課）の平均値 6.4 件とを比較すると、3.5 倍の較差が生じている。

(4) 要員配置の検証等

上記(1)から(3)のとおり、農政局・事務所の表示・規格課及び地域課の主要業務である立入検査・任意調査、巡回調査及び食品表示 110 番業務については、いずれも担当者の年間取扱実績に較差が生じていること等を踏まえ、各農政局・事務所の食品表示の監視業務の業務量を適切に検証する必要があると考えられる。

また、各農政局・事務所における年間取扱実績に応じて要員の配置を見直すとともに今回の調査で明らかとなった担当者の年間取扱実績の較差を勘案して各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、農政局・事務所全体の合理的な要員の配置を図る必要があると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、食品表示監視業務担当の効果的、効率的な要員の配置を図る観点から、当省の調査結果を踏まえ、次の措置を講じる必要がある。

- ① 各農政局・事務所における食品表示の監視業務の担当者の取扱実績に較差が生じていることなどを踏まえた業務量の適切な検証を行うこと。
- ② 各農政局・事務所における要員の配置を見直すとともに各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、農政局・事務所全体の合理的な要員の配置を図ること。

表4 監視業務担当職員数並びに巡回調査及び食品表示110番の担当者数

(単位：人)

農政局・事務所等	区分	監視業務担当職員数	うち巡回調査担当			うち食品表示110番担当
			平成18年度	19年度	20年度	
			北海道農政事務所	78	53	
	地域第一課(※)	9	10	8	5	9
	地域第二課(※)	8	6	5	5	8
	その他の地域課	49	37	33	32	49
東北農政局		40	29	27	21	29
	地域第一課(※)	9	11	10	7	7
	地域第二課(※)	10	9	8	6	6
	その他の地域課	10	9	9	8	8
東京農政事務所		106	109	105	106	106
	表示・規格課(※)	74	74	74	74	74
	地域課(※)	32	35	31	32	32
北陸農政局		22	12	12	9	22
	地域第一課(※)	3	4	4	3	3
	地域第二課	3	4	4	3	3
	地域第三課(※)	3	4	4	3	3
東海農政局		56	42	42	42	55
	地域第一課(※)	21	20	21	21	21
	地域第三課(※)	8	8	8	8	7
	その他の地域課	13	14	13	13	13
大阪農政事務所		95	104	99	95	95
	表示・規格課(※)	55	58	55	55	55
	地域第一課(※)	20	23	23	20	20
	地域第二課	20	23	21	20	20
広島農政事務所		31	35	33	31	31
	表示・規格課(※)	21	23	23	21	21
	地域第二課(※)	3	4	3	3	3
	その他の地域課	7	8	7	7	7
香川農政事務所		16	20	17	15	16
	表示・規格課(※)	10	10	10	9	10
	地域第一課(※)	3	5	4	3	3
	地域第二課	3	5	3	3	3
福岡農政事務所		73	64	59	56	56
	表示・規格課(※)	22	18	18	18	18
	地域第一課(※)	17	15	13	12	12
	その他の地域課	34	31	28	26	26
9農政局・事務所計		517	468	440	417	488
調査対象18課計		328	337	322	305	312
農政局・事務所全体 (内閣府沖縄総合事務局を除く)		1,671	1,741	1,658	1,482	1,583

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 監視業務担当職員数は、平成20年8月1日現在員である。
 i) 「うち巡回調査担当」は、それぞれ、平成18年、19年及び20年の各8月1日現在員である。
 ii) 「うち食品表示110番担当」は、平成20年8月1日現在員である。
 3 調査対象とした18課に(※)を付した。
 4 本表には、表示・規格課長及び地域課長は含んでいない。
 5 北海道農政事務所、東北農政局、北陸農政局及び東海農政局の表示・規格課については、原則として、巡回調査を担当していないため、本表には掲載していない。このため、4農政局・事務所の監視業務担当職員数とその内訳の合計とは一致しない。

表 4-(1)-① 立入検査（任意調査） 1 件当たり職員数

(単位：件、人)

年度	区分	措置の種類								全体
		措置命令	改善指示	文書指導 (本省)	文書指導 (農政局・ 事務所)	文書啓発	嚴重注意	その他	措置不要	
平成 18	立入検査（任意調査）報告書の件数	0	12	4	16	9	1	6	81	129
	検査（調査） 1 件当たり職員数	-	1.3	1.8	2.0	2.0	不明	2.2	2.0	1.88
19	立入検査（任意調査）報告書の件数	4	6	3	28	3	4	8	90	146
	検査（調査） 1 件当たり職員数	1.9	2.1	2.3	2.1	2.0	2.6	2.8	2.0	2.12

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「検査（調査） 1 件当たり職員数」は、立入検査（任意調査）報告書ごとに記されている職員数の合計から、立入検査（任意調査）報告書の件数の合計を除いて算出した（職員数が記されていない報告書は除外した。）。

表 4-(1)-② 立入検査・任意調査の検査（調査）日数及び違反の改善状況の現地調査日数（抽出）

（平成 18 年度）

（単位：件、日）

区分 農政局・事務所	抽出した立入 検査・任意 調査件数	左の検査(調査) 日数	左の違反の改善 状況の現地調査 日数
北海道農政事務所	27	34	4
東北農政局	45	51	14
東京農政事務所	40	57	9
北陸農政局	38	44	7
東海農政局	35	40	5
大阪農政事務所	48	85	16
広島農政事務所	17	21	2
香川農政事務所	21	29	2
福岡農政事務所	42	71	12
9 農政局・事務所全体	313	432	71

（注） 1 当省の調査結果による。

2 9 農政局・事務所が平成 18 年度に実施した立入検査及び任意調査 889 件から、改善命令を行ったものなど 313 件を抽出し、その検査（調査）日数等を計上した。この場合の立入検査等 1 件当たりの検査（調査）日数は、最長 1.77 日（大阪農政事務所）、最短 1.13 日（東北農政局）である。

（平成 19 年度）

（単位：件、日）

区分 農政局・事務所	抽出した立入 検査・任意 調査件数	左の検査(調査) 日数	左の違反の改善 状況の現地調査 日数
北海道農政事務所	48	73	3
東北農政局	36	54	4
東京農政事務所	49	71	11
北陸農政局	37	42	3
東海農政局	41	52	5
大阪農政事務所	54	94	19
広島農政事務所	36	52	7
香川農政事務所	37	56	7
福岡農政事務所	46	84	13
9 農政局・事務所全体	384	578	72

（注） 1 当省の調査結果による。

2 9 農政局・事務所が平成 19 年度に実施した立入検査及び任意調査 1,577 件から、改善命令を行ったものなど 384 件を抽出し、その検査（調査）日数等を計上した。この場合の立入検査等 1 件当たりの検査（調査）日数は、最長 1.83 日（福岡農政事務所）、最短 1.14 日（北陸農政局）である。

表 4-(1)-③ 立入検査・任意調査の平均事案処理期間

(単位：件、%、日間)

措置内容別の実施件数 (平成 18、19 年度)		(抽出率)	左の件数のうち、事案処理期間を 把握した数 (抽出)	平均事案処理期間
①措置命令	6	全数 調査 (100%)	6	67.3
②改善指示	32		54 [7.8]	36.5
③文書指導 (農林水産本省)	16			66.0
54 [2.2]		48.6		
④文書指導 (農政局・事務所)	329	9農政局 ・事務所 で各年度 最大 20 件 抽出 (28.2%)	76	37.0
⑤文書啓発	44		145 [21.0]	39.7
⑥厳重注意	16			29.7
⑦口頭指導等	125			28.7
514 [20.8]		35.0		
⑧措置不要	1,898 [77.0]	9農政局 ・事務所 で各年度 最大 30 件 抽出 (25.9%)	492 [71.2]	11.3
計	2,466 [100.0]		691 [100.0]	19.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 [] は、立入検査・任意調査の合計に占める割合を示す。

3 抽出した「措置不要」案件は、506 件のうち 492 件について、処理期間を把握した。

表 4-(2)-① 7農政局・事務所による一般調査の同行結果（広域事業者）

（単位：分間、人）

区分	実施年月日	店舗の種類	所要時間	調査員数
農政局・事務所				
北海道農政事務所	平 20. 8. 18	総合食料品スーパー	110	2
東北農政局	20. 9. 11	食料品スーパー	125	2
東京農政事務所	20. 9. 2	総合食料品スーパー	70	2
	20. 9. 2	総合食料品スーパー	90	2
東海農政局	20. 10. 30	食料品スーパー	90	2
大阪農政事務所	20. 10. 8	食料品スーパー	125	2
	20. 10. 8	食料品専門店	40	2
	20. 10. 9	食料品スーパー	120	2
	20. 10. 9	食料品スーパー	90	2
広島農政事務所	20. 9. 11	総合食料品スーパー	95	2
香川農政事務所	20. 9. 10	総合食料品スーパー	120	2
上記 11 店舗の平均			97. 7	2

（注）当省の調査結果による。

表 4-(2)-② 巡回調査（生鮮・小売）の調査品目数（広域店舗・県域店舗別）

（単位：店舗、品目）

区分	全体	業種別					
		総合スーパー	食料品スーパー	食料品専門店	コンビニ	その他	
広域店舗 県域店舗等	調査店舗数	102	19	54	13	15	1
	1店舗当たり 調査品目数 (平均)	239. 7	408. 7	271. 4	101. 1	46. 2	25. 0
県域店舗	調査店舗数	236	7	120	85	5	19
	1店舗当たり 調査品目数 (平均)	102. 4	349. 6	132. 6	53. 5	41. 2	55. 7
計	調査店舗数	338	26	174	98	20	20
	1店舗当たり 調査品目数 (平均)	143. 9	392. 8	175. 7	59. 8	45. 0	54. 2

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象9農政局・事務所の実績である。
 3 品目数とは種類別の商品数である。

表 4-(2)-③ 年間巡回調査店舗数

(単位：店舗、人)

農政局・事務所等	区分	平成 18 年度				19 年度			
		店舗数 ①	担当者数 ②	割合 ①/②	指数	店舗数 ①	担当者数 ②	割合 ①/②	指数
北海道農政事務所		1,892	53	35.7	65.7	1,780	46	38.7	78.5
	地域第 1 課 (※)	516	10	51.6		474	8	59.3	
	地域第 2 課 (※)	247	6	41.2		232	5	46.4	
	その他の地域課	1,129	37	30.5		1,074	33	32.5	
東北農政局		1,095	29	37.8	69.6	950	27	35.2	71.4
	地域第 1 課 (※)	418	11	38.0		382	10	38.2	
	地域第 2 課 (※)	299	9	33.2		262	8	32.8	
	その他の地域課	378	9	42.0		306	9	34.0	
東京農政事務所		4,802	109	44.1	81.2	4,243	105	40.4	81.9
	表示・規格課 (※)	2,992	74	40.4		2,651	74	35.8	
	地域課 (※)	1,810	35	51.7		1,592	31	51.4	
北陸農政局		569	12	47.4	87.3	496	12	41.3	83.8
	地域第 1 課 (※)	216	4	54.0		190	4	47.5	
	地域第 2 課	144	4	36.0		115	4	28.8	
	地域第 3 課 (※)	209	4	52.3		191	4	47.8	
東海農政局		2,280	42	54.3	100.0	2,069	42	49.3	100.
	地域第 1 課 (※)	1,193	20	59.7		1,103	21	52.5	
	地域第 3 課 (※)	429	8	53.6		390	8	48.8	
	その他の地域課	658	14	47.0		576	13	44.3	
大阪農政事務所		3,641	104	35.0	64.5	3,518	99	35.5	72.0
	表示・規格課 (※)	1,751	58	30.2		1,676	55	30.5	
	地域第 1 課 (※)	1,042	23	45.3		969	23	42.1	
	地域第 2 課	848	23	36.9		873	21	41.6	
広島農政事務所		1,144	35	32.7	60.2	1,005	33	30.5	61.9
	表示・規格課 (※)	742	23	32.3		667	23	29.0	
	地域第 2 課 (※)	174	4	43.5		177	3	59.0	
	その他の地域課	228	8	28.5		161	7	23.0	
香川農政事務所		460	20	23.0	42.4	428	17	25.2	51.1
	表示・規格課 (※)	221	10	22.1		211	10	21.1	
	地域第 1 課 (※)	122	5	24.4		113	4	28.3	
	地域第 2 課	117	5	23.4		104	3	34.7	
福岡農政事務所		2,333	64	36.5	67.2	2,178	59	36.9	74.8
	表示・規格課 (※)	663	18	36.8		606	18	33.7	
	地域第 1 課 (※)	630	15	42.0		589	13	45.3	
	その他の地域課	1,040	31	33.5		983	28	35.1	
9 農政局・事務所計		18,216	468	38.9	71.6	16,667	440	37.9	76.9
	調査対象 18 課計	13,674	337	40.6	74.8	12,475	322	38.7	78.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 (※) は、調査対象とした 18 課である。

3 担当者数は、平成 18 年度及び 19 年度の現員を用いた (9 農政局・事務所の表示・規格課及び地域課の課長 (43 人) は含まない)。

4 「指数」欄は、立入検査・任意調査件数を監視業務担当者数で除した件数が最も多い東海農政局を 100 とした指数である。

表 4-(2)-④ 巡回調査 1 店舗当たりの平均調査員数

(単位：店舗、人)

区分 年度	生鮮食品の表示調査票 等の店舗数	左の調査票等から把握した 1 店舗当たり平均調査員数
平成 18	392	2.17
19	395	2.26
全 体	787	2.21

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(3) 食品表示 110 番による年間受付件数

(単位：件、人)

農政局・事務所等	区分	受付件数 ①	担当者数 ②	1人当たりの 年間受付件数 ①/②	指数
北海道農政事務所		1,366	78	17.5	37.9
	表示・規格課	663	12	55.3	
	地域第1課(※)	55	9	6.1	
	地域第2課(※)	74	8	9.3	
	その他の地域課	574	49	11.7	
東北農政局		699	29	24.1	52.2
	表示・規格課	404	8	50.5	
	地域第1課(※)	115	7	16.4	
	地域第2課(※)	67	6	11.2	
	その他の地域課	113	8	14.1	
東京農政事務所		1,160	106	10.9	23.6
	表示・規格課(※)	1,146	74	15.5	
	地域課(※)	14	32	0.4	
北陸農政局		418	22	19.0	41.1
	表示・規格課	346	13	26.6	
	地域第1課(※)	40	3	13.3	
	地域第2課	23	3	7.7	
	地域第3課(※)	9	3	3.0	
東海農政局		2,539	55	46.2	100.0
	表示・規格課	1,988	14	142.0	
	地域第1課(※)	159	21	7.6	
	地域第3課(※)	49	7	7.0	
	その他の地域課	343	13	26.4	
大阪農政事務所		1,169	95	12.3	26.6
	表示・規格課(※)	1,061	55	19.3	
	地域第1課(※)	65	20	3.3	
	地域第2課	43	20	2.2	
広島農政事務所		796	31	25.7	55.6
	表示・規格課(※)	696	21	33.1	
	地域第2課(※)	44	3	14.7	
	その他の地域課	56	7	8.0	
香川農政事務所		237	16	14.8	32.0
	表示・規格課(※)	198	10	19.8	
	地域第1課(※)	22	3	7.3	
	地域第2課	17	3	5.7	
福岡農政事務所		1,154	56	20.6	44.6
	表示・規格課(※)	831	18	46.2	
	地域第1課(※)	142	12	11.8	
	その他の地域課	181	26	7.0	
9農政局・事務所計		9,538	488	19.5	42.2
	調査対象18課計	4,787	312	15.3	
	うち表示・規格課(5)計	3,932	178	22.1	
	うち地域課(13)計	855	134	6.4	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 受付件数は、平成19年8月から20年7月までの間の実績である。

3 (※)は、調査対象とした18課である。

4 担当者数は、平成20年8月1日現在員である(9農政局・事務所の表示・規格課及び地域課の課長(43人)は含まない)。

5 「指数」欄は、1人当たりの年間受付件数が最も多い東海農政局を100とした指数である。